

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する都府県名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再取戻の役員数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札応募者数		継続支出の有無	
平成26年度日中トキ生態保護協力業務	支出負担行為担当 大臣官務次官補佐 小川 晃昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月28日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5 第10号ビル3F	本業務の実施に当たっては、 ① トキ保護増進事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の締結等について理解している者やトキの生態やそれを取り巻く生態環境に関する経験及び知識を有するとともに、トキの保護に関する科学的見識を有している者を有していること ② 我が国とは体制・社会情勢等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護増進にかかわる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への連絡調整を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 公益財団法人 日本鳥類保護連盟は、トキを主軸とする鳥類に関する専門家を有し、平成7年度～平成10年度中国トキの生態環境保護に関する調査協力事業及び平成11年度～平成24年度日中トキ生態保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しているため、上記の要件を十分に満たしている。 また、上記の条件を満たすが1者のみ又は複数者存在するかを判断する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、平成19年度から参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望者については、公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみから提出があった。過去6回参加者確認公募方式により、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外に契約相手方となり得る業者を公募によって確認したが、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であったため、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を結ぶものである。	-	15,984,000	-	-	公財	国所管	-	-	有	平成19年度から参加者確認公募方式を適用したが、平成24年度まで応じた公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみからであったため、平成25年度から随意契約としたもの。
平成26年度全国野鳥保護のつどい記念式典実施業務	支出負担行為担当 大臣官務次官補佐 小川 晃昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5 第10号ビル3F	本業務は鳥島周回の中核行事として、(公財)日本鳥類保護連盟が主催して昭和36年から行われてきた。環境庁設置後の昭和47年から同連盟・環境庁及び関係機関の共催で行われ今日に至っている。 本業務の実施にあたっては、野鳥の保護に関する十分な知識を有するとともに、普及啓発活動を継続的に行っていることが必要とされ、式典には常設展示下の臨場感を演出して行われるものであるため、量産が出来る同様の式典を開催した実績を有すること、式典に深く関連する野生生物保護功労者表彰等の表彰者の決定、次年度の全国野鳥保護のつどいの計画と年間を並して運営できることが本業務を行うにあり必須の条件である。 (公財)日本鳥類保護連盟は普及啓発活動に十分な見識があり、当該業務においてこれまで野生生物保護功労者表彰の事務などを共同で行っているところ。また、常套との調整についても、本つどいの御臨席を円滑に調整していることから、本業務を遂行することのできる唯一の団体である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき(公財)日本鳥類保護連盟を契約の相手方とするものである。	-	17,172,000	-	-	公財	国所管	-	-	有	本業務は、(公財)日本鳥類保護連盟が主催する式典であり、環境庁が昭和47年度から共催となっている。また普及啓発活動を継続的に行っており、賞状との贈呈及び式典の運営を円滑に遂行できる唯一の団体であるため、随意契約による必要がある。
平成26年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当 大臣官務次官補佐 小川 晃昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区毛沢町295-3	1) 調査業務の実施について 本業務は、環境省が高度放射線(環境用放射線計測器)等、全国約170の環境放射線計測器に設置している環境放射線計測器で検出した測定データから、各測定所の周辺で検出した環境放射線の経路分析結果を業務のデータベースに蓄積し、経路分析結果と放射線計測器の検出データとを照合する。また、本業務によって得られた測定データから、大気汚染物質、大気降下物及び放射線計測器(ガンマ線)検出率については、大気汚染物質計測器の3種の測定値に基づく放射線計測器の検出データとも照合することとする。 本業務の実施に当たっては、次の条件を満たすことが、契約の条件として、以下の各条件を有しなくてはならない。 ①経路分析に関する業務 ア.経路分析に関する業務 イ.経路分析に関する業務 ロ.経路分析に関する業務 ②放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ③放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ④放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑤放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑥放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑦放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑧放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑨放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑩放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑪放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑫放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑬放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑭放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑮放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑯放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑰放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑱放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑲放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ロ.放射線計測器の保守・管理業務 ⑳放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉑放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉒放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉓放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉔放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉕放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉖放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉗放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉘放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉙放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉚放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉛放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉜放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉝放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉞放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㉟放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊱放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊲放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊳放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊴放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊵放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊶放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊷放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊸放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊹放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊺放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊻放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊼放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊽放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊾放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務 ㊿放射線計測器の保守・管理業務 ア.放射線計測器の保守・管理業務 イ.放射線計測器の保守・管理業務	-	38,988,000	-	-	公財	国所管	1	-	有	本業務は、放射線の測定・分析についての知見と、緊急時に対応できる体制が必要なため、政府等からの要請に応じて緊急時対応を行ってきた実績を有する必要があるが、競争性向上の観点から参加者確認公募方式を有し、公募を行った。
平成26年度北西太平洋地域海洋行動計画推進事業業務	支出負担行為担当 環境省大臣官務次官補佐 小川 晃昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人理日本海環境協力センター 富山県富山市牛島町5番5号	北西太平洋地域海洋行動計画(以下「NORPAP」という)とは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」の一つである。 NORPAPは日本海及び黄海をその対象海域とし、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間委員会において、日本、中国、韓国及びロシアの4カ国によってその設立が採択され、その後各種活動が進められている。 1999年1月の第4回政府間委員会において、地域活動センター(RAC)の設置が決定された。我が国においては、富山県にリモートセンシング新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価・管理するための「特殊モニタリング」・沿岸環境評価に関する地域活動センター(以下「GEARAC」という。)が設置された。 富山県を本拠地とする公益財団法人「理日本海環境協力センター」は、海洋における環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピュータサイエンスなどを含む様々な科学分野の熟練者や専門家を擁していることが評価され、第4回政府間委員会においてGEARACに指定され、今日に至るまでその活動を継続してきている。 以上のような経緯から、本事業は平成18年8月25日財務大臣通知(財務第2017号)の競争性のない随意契約によるざるを得ない場合のイのロ)「契約等の国際的取決により、契約の相手方に定められているものに該当し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たることから、随意契約を行うものである。	-	19,400,000	-	-	公財	国所管	-	-	有	本業務は、「契約等の国際的取決により、契約の相手方に定められているものに該当する」として、富山県にリモートセンシング新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価・管理するための「特殊モニタリング」・沿岸環境評価に関する地域活動センター(以下「GEARAC」という。)が設置された。富山県を本拠地とする公益財団法人「理日本海環境協力センター」は、海洋における環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピュータサイエンスなどを含む様々な科学分野の熟練者や専門家を擁していることが評価され、第4回政府間委員会においてGEARACに指定され、今日に至るまでその活動を継続してきている。
平成26年度シマフクロウ保護増進事業(給餌・監視・生息状況調査・巣箱設置等業務)	分任支出負担行為担当 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 北海道釧路市南町10-3釧路地方合同庁舎4階	平成26年4月21日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5 第10号ビル3F	本請負業務では、シマフクロウ保護増進事業の適切な効果的な実施のために、本種の分布、行動圏、生息、繁殖状況等に関して継続的な調査を行う。また、繁殖地の調査により個体を識別し、性別、行動圏及び年齢等、個体の生息環境の把握・整備を進めるとともに、河川環境等、生息環境が改善するまでの暫定的措置として給餌を行う。さらに、根拠管内の繁殖地においてシマフクロウの生息状況を監視する。加えて、シマフクロウの繁殖を支援する。本業務の実施に当たっては、シマフクロウの生態や生息状況に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないよう事業を実施することができる高い技術力シマフクロウの生態、生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生態に関し助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を有する者(一人又は複数者)存在するかを判断する必要があるため、契約相手方の選定に当たって参加者確認公募方式を適用したところ、一人の応募者以外に、合計応募者数3名4名の規定に基づき、受発受の相手先として公益財団法人 日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	-	11,286,000	-	-	公財	国所管	1	-	有	本業務は、参加者確認公募方式で募集した結果、参加希望者の提出は皆無であったため、参加者は本業務の実施に支障が生じない必要最小限の内容に限り特定の実業者に限られるものではない。
平成26年度持続可能な地域づくりを担う人材育成事業に係るESD環境教育プログラムの作成等業務	支出負担行為担当 関東地方環境事務所総務課 さいたま市中央区新都心1-2-7 明治安田生命ビル5階新都心ビル10階	平成26年5月26日	公益財団法人日本環境協会 東京都中央区日本橋本町1-4-1 9 南横町第一ビル	本請負業務は、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に向け、ESDの視点を取り入れた環境教育を充実させることを目的として、当事務所の管轄区域の都県ごとに、環境省が作成したESDの視点を取り入れたモデル的ESD環境教育プログラムに関するワークショップ等を開催するとともに、当該プログラムを基本に地域の特色を踏まえたプログラムを作成し、発信するものである。 本事業の実施にあたっては、企画競争方式による調達を行うこととし、2業者から企画書等の提出があった。企画書審査委員会の審査の結果、公益財団法人日本環境協会の企画書を選定し、契約委員会において、契約相手方と随意契約を締結することによって妥当としたことである。 このことから、当該法人を本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	27,243,243	27,108,000	99.5%	-	公財	国所管	2	-	無	平成27年度より競争入札へ移行

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随時契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再取額の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)
									公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数		
平成26年度鳥類種調査委託業務	分任支出負担担当 環境省自然環境局長 生物多様性センター 一 中山 隆治 山形県宮古市吉田町丸尾5597-1	平成26年4月1日	公益財団法人山形鳥類研究所 〒980-0101 山形県米沢市高野山115	当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、種調査に不可欠なバンディング技術（鳥類の識別について十分な知識を持ち、鳥を安全に捕獲して取扱う技術）を認定、普及する機関として、国際的な種調査機関であるEuringにおいて我が国の種調査機関として位置付けられるなどにより、海外においても種調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しないため、財務大臣通知（平成18年8月25日付財計第301号）の趣意のない種調査にたるるをない場合、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの、契約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められている。よって、会計法第29条の事項の規定に基づき随時契約を締結するものである。	-	34,380,000	-	-	公財	国所管	-	種調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な種調査機関であるEuringにおいて我が国の種調査機関として位置付けられていること等により、他者への発注は困難。	有
平成26年度海上向け低炭素技術イノベーション創出に向けたアジア地域における気候技術センター・ネットワークの強化のための調査等実施委託業務	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年5月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務は、途上国において気候技術の開発・移転を促進することを目的として実施するものである。 本業務に係る企業を選定するため、企画書募集要項に取組内容を募集したところ、有効な応募者はなかった。 提出された有効な企画書について、地球環境局に設置した企画審査委員会において審査を行った結果、書類審査の結果、業務に対する理解度、業務実施方法等の提案、業務実績等において高い評価を得ていること、また提案内容が十分な要件を満たしていることと認められることから、公益財団法人地球環境戦略研究機関の企画審査が当該業務の目的に適合し優秀であると判断した。 以上の理由より、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随時契約を締結するものである。	-	74,992,222	-	-	公財	国所管	2	企画書募集要項に採い企画書を公募したところ、有効な応募者は2者であった。 提出された有効な企画書について書類審査を行った結果、業務に対する理解度、業務実施方法等の提案、業務実績等において高い評価を得ていること、また提案内容が十分な要件を満たしていることと認められることから、公益財団法人地球環境戦略研究機関の企画審査が当該業務の目的に適合し優秀であると判断した。	有
平成26年度気候変動対策に係る国際交渉関連調査業務	支出負担担当 環境省大臣官舎管理課長 小川 晃樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月22日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務は、(1) 将来枠組み関連課題の状況把握・分析 (2) 主要国（中、印）の政府関係者・研究者との対話・協議 (3) 我が国の取組の発信を目的として実施するものである。 本業務について、3月31日に総合備書方式入札として公告を行い、1者が条件を満たし、5月9日に入札を行ったが、予定価格の範囲内の入札がなかったため不成立となった。 しかしながら本業務においては、5月4日から開催されるS840（第4回補助機関会議）等に専門家を派遣し、交渉の状況に関する情報を収集、分析すること、それと整合を取りながら中国・インドの政府関係者等との協議を進めることが必須であり、これらなくしては本年度の気候変動国際交渉に貢献できず。このため、本業務は早急に実施する必要がある。 よって、会計法第29条の3第2項（予算算及会計令第99条の2）に基づき、公益財団法人地球環境戦略研究機関と随時契約を締結することとした。	-	30,000,000	-	-	公財	国所管	1	公告期間の延長により、競争性の向上・確保に向けた見直しを行った。	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月17日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	提案を求めている中心である「アジアの研究コミュニティの能力構築・強化」は、南南協力という形態で、上記ネットワークを活用し「キャパシティビルディング（教育）」を実施し、人材面での土台づくりを通じアジアでの低炭素社会実現構築を支援するものである。この教育側と被教育側の組合せ及び教育内容（プログラム）は本業務の趣旨に即して多種多様に想定され、「業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは困難であるため、総合評価方式による一般競争入札によることができず、複数の者から企業を募り、予算の範囲内で最も効果的な企業相手先（1者）を契約相手方とする企画競争方式による随時契約とした。	-	79,996,727	-	-	公財	国所管	1	競争性の向上、確保に向けた見直し	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のための研究プラットフォーム形成・運営委託業務	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月17日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	情報提供や普及の方法、具体的取組等、本業務の実施方法等は、事業者の提案内容に応じて多種多様に想定され、「業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは困難であるため、総合評価方式による一般競争入札によることができず、複数の者から企業を募り、予算の範囲内で最も効果的な企業相手先（1者）を契約相手方とする企画競争方式による随時契約とした。	-	83,000,000	-	-	公財	国所管	1	競争性の向上、確保に向けた見直し	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務（インドネシア国スラバヤ市低炭素都市計画策定支援事業）	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月15日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでもどの程度可能となるかの調査・検証が可能となること、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体、民間企業、大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本事業は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	-	44,000,000	-	-	公財	国所管	34	今後も公募を行った上で、外部専門家等からなる評価委員会の厳正なる審査を経て業務を実施予定。	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務（フィリピン共和国の環境・エネルギー連携によるエコシティランド開発可能性調査）	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月18日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでもどの程度可能となるかの調査・検証が可能となること、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体、民間企業、大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	-	34,000,000	-	-	公財	国所管	34	今後も公募を行った上で、外部専門家等からなる評価委員会の厳正なる審査を経て業務を実施予定。	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務（フィリピン共和国の環境・エネルギー連携によるエコシティランド開発可能性調査）	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月18日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでもどの程度可能となるかの調査・検証が可能となること、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体、民間企業、大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	-	84,000,000	-	-	公財	国所管	34	今後も公募を行った上で、外部専門家等からなる評価委員会の厳正なる審査を経て業務を実施予定。	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務（ハンソン市・川崎市の都市間連携による低炭素都市形成支援事業）	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月25日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでもどの程度可能となるかの調査・検証が可能となること、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体、民間企業、大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	-	37,400,000	-	-	公財	国所管	13	今後も公募を行った上で、外部専門家等からなる評価委員会の厳正なる審査を経て業務を実施予定。	有
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務（インドにおける低炭素技術の適用促進のための実証可能性調査）	支出負担担当 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月25日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 〒910-0001 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでもどの程度可能となるかの調査・検証が可能となること、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体、民間企業、大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	-	15,000,000	-	-	公財	国所管	10	今後も公募を行った上で、外部専門家等からなる評価委員会の厳正なる審査を経て業務を実施予定。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることと会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJOM大規模エネルギー起源二酸化炭素削減技術導入調査事業委託業務	支出負担担当官 環境省地球環境局長 藤原 成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年12月10日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形での低炭素化/JOMクレジット獲得が見込まれる大規模案件構成、日本の技術や制度を他国の事情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでもどの程度可能となるかの調査・検証が可能となること、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体、民間企業、大学等とも具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを見据え「調査・検証」を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJOM大規模エネルギー起源二酸化炭素削減技術導入調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJOM大規模エネルギー起源二酸化炭素削減技術導入調査事業委託業務に該当する公募案件に該当しないことから外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJOM大規模案件構成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	-	17,173,626	-	-	公財	国所管	10	-	今後も公募を行った上で、外部専門家等からなる評価委員会による審査を経て業務を実施予定。	無
平成26年度気候変動問題における先進的企業経営の促進のための調査事業委託業務	支出負担担当官 環境省地球環境局長 藤原 成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年8月19日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務では、気候変動政策が企業経営に与える影響の分析を行うとともに、気候変動問題への積極的な対応を促す気候変動政策の設計について検討を行うこと等により、気候変動問題における先進的企業経営を促進することを目的としている。 本業務に係る事業者を選定するため、企画書募集要項に従い企画書を公募したところ、有効応募者は1者であった。企画書審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務についての理解度、業務実施方法、実施体制に問題なく、提案内容に対する価格も妥当なものと見え、契約候補者としてみまわしと判断された。 以上により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	34,999,445	-	-	公財	国所管	1	-	平成26年度は企画競争方式で実施したが、平成27年度からは一般競争入札(総合評価方式)を採用し、より競争性を高めることとする予定。また、昨年度の成果を踏まえて実施する業務の内容を精査し、仕様書等の記載内容についても、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解できるように配慮するよう、具体的なかつ詳細な記述によるよう配慮する。	有
平成26年度気候変動に強固な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク委託業務	支出負担担当官 環境省地球環境局長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	(1)本業務は、緩和(温室効果ガスの排出抑制)努力を行っても今後数十年の気温上昇及び影響の出現が避けられないことから、気候変動への適応(水害や農作物の収量低下等の気候変動の影響を軽減すること)に関する調査を実施し、平成26年度に神戸で開催された気候変動国際会議「サステイナブル・アジア」の一つとして設立された「低炭素社会国際研究ネットワーク」(以下、LCS-Net)の経験を活用しつつ、緩和策に加え、適応策に係るネットワークの構築、研究、広域等を行うものである。 (2)本業務に係る事業者を選定するため、企画書募集要項に従い企画書の公募を実施したところ、有効応募者は1者であった。企画書審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉えており、業務の全体を統括する管理体制や仕様書の書きに於ける部分について具体的な提案を示している点で高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。このため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	97,646,573	-	-	公財	国所管	1	-	平成27年度からより競争性の高い契約形態(総合評価)に移行して実施。	有
平成26年度環境研究総合推進費(持続可能な開発目標実現のためのガバナンスの研究)による研究委託業務	支出負担担当官 環境省地球環境局長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等が構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	56,700,000	-	-	公財	国所管	-	-	本契約は、競争的資金であり、外部有識者からなる評価委員会において採択審査しており、引き続き適切な審査により執行していく。	有
平成26年度コペネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担担当官 環境省大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月26日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	アジア・コペネフィット・パートナーシップ (AGP) は、2010年11月に、アジアの環境所管官庁及び国際機関関係者の賛同を得て設立された。設立の際に承認された作業計画において、AGP事務局を財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) が担うことが明記されている。 また、国際利用システム分析研究所 (IIASA) は、国際的な研究機関であり、我が国は設立以来の加盟国である。2011年2月に開催された日本委員会において、IIASA日本委員会約に基づき日本委員会事務局について協議が行われ、IGESが、国際的な立場における各国政府との連絡および実績を有し、環境省に代わり各国政府との連絡調整を行うことができるネットワークを有していることから、IIASA日本委員会の事務局となることが了承された。 会計法第29条の3第4項	-	13,080,000	-	-	公財	国所管	-	-	本業務は、「条約等の国際的取決めの」とし、契約の相手方に定められているものに該当する。また、契約の性質又は、目的が競争がない場合として、契約相手方は「公財」地球環境戦略研究機関である必要があるが、引き続き随意契約によるざるを得ない。	有
平成26年度アジア水環境パートナーシップ事業	支出負担担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 崇昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	アジア水環境パートナーシップ事業 (WEPA) は、2003年に日本で開催された第3回世界水フォーラム開催国国際会議の成果として、各国の自発的な水問題解決への行動をまとめた「水行動案」に、環境省が登録した施策の一つである。 平成26年度から平成30年度は、第3期として、WEPA参加国における水環境問題の解決に向けた水環境ガバナンスの強化を目的とした支援活動及び情報収集・分析・共有の実施を行うとともに、パートナー国との信頼の醸成及び協力の強化を図ることを目的とする。また、それらモジュールと併せて、中国の水環境分野を中心とした水環境ビジネス展開促進のための検討を行うものである。 本業務は、アジア各国における水環境協力に関する業務であり、各国政府と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、そうした特殊な点を十分考慮に入れた企画を策定することが不可欠である。さらに、業務を効果的に実施するためには、各国における水環境関連の法制及び水資源状況、対策状況等を充分理解していることにより、日本における水環境政策に関する専門的知識を有し、上記業務を実施するためには、国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実な各国政府との連絡調整及び参加国における調査・分析等を行う能力を有することが不可欠である。以上のことから、本業務の実施に当たっては、複数の者に企画書の提出を求め、当該業務の目的に最も優れた企画書を選定する必要がある。平成26年3月13日までに、1社から企画書の提出があり、提出された企画書の内容に基づき、審査基準に従って審査した結果、財団法人 地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉え、本事業を実施する上で重要なアジア各国の水環境問題の現状、生活排水対策、産業排水対策に関する知見、理解度が十分であり、支援活動の実施に係る提案、政策・市民活動・技術・情報網に係る情報収集・分析の提案が、具体的にかつ明確な内容であり高く評価が得られた。これらの理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関が契約候補者として相応であると判断された。このため、財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の調査契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	49,838,500	-	-	公財	国所管	1	-	今年度は企画競争方式により、選定してより、随意契約で業務を遂行している。	有
平成26年度農村地域等におけるアンモニア性窒素等削減協力事業業務	支出負担担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 崇昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務は、2011年4月28日、日中国境の環境大臣間で締結された「農村地域におけるアンモニア性窒素等削減事業協力実施に関する覚書」に基づき、日中国境がアンモニア性窒素等の水汚染物質削減分野に係る政策及び技術交流を強化し、中国の農村地域等においてモデル事業等の実施を通して、モデル地域の汚染物質削減を促進し、水環境を改善するとともに中国環境行政当局との協力関係を築くことを目的とする。また、それらモデル事業と併せて、中国の水環境分野を中心とした水環境ビジネス展開促進のための検討を行うものである。 域は適用可能な排水処理技術を検討し、それら技術の導入や検証結果を踏まえた技術の改善、削減効果等の把握や持続的な運営管理の一環の技術協力を行う必要がある。本年度は契約相手方を選定し、4年度に亘って実施計画を年度ごと、計画から中国の事業者等と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、さらに、効果的に実施するために中国における水環境関連の法制及び水資源状況、対策状況等を充分理解していることにより、日本における水環境政策体系に関する専門的知識を有し、分野別生活排水処理技術に関する知見や技術力が必要である。以上のことから本業務においては、平成23年度に複数年度(4年)を前提とした企画競争方式により「公益財団法人地球環境戦略研究機関」を選定し、業務を実施しており、平成23年度から25年度業務内でその能力を十分に発揮し、域地業務を遂行している。 このため、「公益財団法人地球環境戦略研究機関」を引き続き本業務の調査契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	87,000,000	-	-	公財	国所管	-	-	平成23年度に複数年度(4年)を前提とした企画競争方式により選定しており、随意契約で今年度も業務を遂行している。	有
平成26年度11を活用した管理型地づくり基盤整備事業委託業務	支出負担担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 崇昭 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年8月27日	公益財団法人日本産業廃棄物処理業センター 東京都千代田区二番町3番地	公益財団法人産業廃棄物処理業センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2に基づき、平成9年に情報処理センターとして指定されており、電子マネーの運営、管理及び電子マネーシステムに係るプログラム、データの作成等を行う唯一の団体である。また、同法第12条の5の規定等により、電子マネーの業務を行えるのは情報処理センターのみとなっているため	-	43,607,856	-	-	公財	国所管	1	-	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により契約相手方特定される	有

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。